

一般競争入札公告

よって、「ゴー・ビトゥーンズ：こどもを通して見る世界展」の映像機器設置・撤収工事業務及び、映像機器借用にかかる委託業務契約の一般競争入札について、次のとおり公告する。

平成 26 年 12 月 3 日

沖縄県立博物館・美術館

館長 安 里 進

1. 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 「ゴー・ビトゥーンズ：こどもを通して見る世界展」の映像機器設置・撤収工事業務及び、映像機器借用にかかる委託業務契約
- (2) 仕様書 別添のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日～平成 27 年 3 月 23 日

2. 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 本県競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という）に登録されているもので下記関係書類①を提出したもの、もしくは名簿に登録されていないが、下記関係書類①から③の提出及び当方の審査をもって入札参加資格があると認められたもの。
 - ① 競争入札参加資格申請書（別紙様式 1）
 - ② 定款又は寄付行為及び登記事項証明書（法人でない団体にあつては、定款又は寄付行為に相当する書類）
 - ③ 納税証明書
 - (ア) 国税の納税証明書（「納税証明書その 3 の 3」申請日より 3 ヶ月以内に交付されたもの）。法人以外の団体にあつては代表者の納税証明書。
 - (イ) 沖縄県納税証明書（「前税目」申請日より 3 ヶ月以内に交付されたもの。直近 3 カ年分）。法人以外の団体にあつては代表者の納税証明書。
- (2) 電気工事士の免許を有し、業務実績があること。かつ当該業務に関し、仕様書のとおり業務を履行できる技術、知識等を有するもの。
- (3) 地方自治法施行令（以下令という）第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当しないもの。

3. 入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者及び同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後 2 年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- (2) 社会更正法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による民事再生手続開

始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者

4. 入札説明会の日時及び場所

- (1) 開催日時：平成26年12月8日（月）15時から16時まで
(2) 開催場所：沖縄県立博物館・美術館 美術館講座室
休館日なので職員通用口をご利用ください。（館の北側、公園内そば屋側）
(3) 参加申込：平成26年12月8日（月）12:00までに電話にて申し込むこと。（土・日は除く）
TEL098-851-5402 美術館班（玉那覇・武島）

※ 1社あたり2名までの参加とする。

※ 入札説明書、仕様書、契約条項、申請書様式等は当日配布予定。

5. 競争入札の公告期間・質問事項の受付期間

- (1) 応募要領等の配布：沖縄県公式Webサイトへの掲載により配布に代える。
ア 掲載期間：広告日から12月12日（金）
イ 掲載場所：沖縄県公式Webサイトの「公募・入札」及び「沖縄県立博物館・美術館」ホームページ

- (2) 入札参加に係る質問事項の受付期間

平成26年12月9日（火）から12月11日（木）16時まで

○問い合わせ先：

TEL098-851-5402 Fax098-941-3730

e-mail: tamanahi@pref.okinawa.lg.jp 美術館班 玉那覇 まで

※質問はFAXやメールなど、書面でお願ひします。

回答は、随時、説明会参加者全員に対してメールにて行う。なお、第1回目の回答に際しては、登録メールアドレスの確認のため、必ず受信確認を行うこと。最終回答は、平成26年12月12日（金）17時までに行う。

6. 入札参加資格の申請方法

- (1) 申請の方法

この広告による入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を直接又は書留郵便により（3）イに掲げる場所に提出し、入札参加の確認を受けるものとする。

ただし、不備等がある場合、受付期間内に補正しなければならない。

ア 競争入札参加資格申請書 ※1.-(1)-①【様式1】

イ 国・地方公共団体との業務実績書【様式2】

- (2) 申請書等の入手方法

平成 26 年 12 月 8 日（月）午後 3 時から 4 時までの入札説明会会場で配布予定

(3) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 平成 26 年 12 月 12 日（金）及び 12 月 15 日（月）3 時まで
（直接持ってくる場合、土・日は除く）

イ 場所 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 3-1-1
沖縄県立博物館・美術館 美術館班
電話番号 098-851-5402

(4) 入札参加資格の確認結果通知

電話にてご連絡いたします。

7. 入札参加資格の取り消し等

- (1) 入札参加の資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加を取り消したときは、該当取り消しされた入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

8. 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県規則第 12 号）第 100 条の規定により、見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の①又は②のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- ① 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- ② 過去 2 カ年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と同種、同規模の契約を 2 回以上締結し、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合

- (2) 入札保証金の納付方法

沖縄県が発行する「払込書」により指定された納付場所において納付し領収書の写しを期限までに契約担当者へ提出すること。

- (3) 納付期限

平成 26 年 12 月 16 日（火）午前 15 時 00 分

- (4) 入札保証金の還付

入札保証金は、落札決定後に還付する。ただし落札者の入札保証金は契約保証金に充当することができる。

9. 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成 26 年 12 月 17 日（水）10:30～

- (2) 場所 沖縄県立博物館・美術館 美術館講座室

10. 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格の無い者のした入札
- (2) 入札者に求められた義務を履行しなかった者のした入札
- (3) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (4) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (5) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (6) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (7) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し又は不明な入札
- (8) 入札条件に違反した入札
- (9) 連合その他不正の行為があった入札
- (10) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

11. 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札を行った者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、ただちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる者とする。

12. 契約書

落札者と契約者を2通作成し、両方で保管する。

13. 契約保証金

- (1) 契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
 - ① 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
 - ② 令第167条の5及び令第167条の11に規定する資格を有する者で、過去2年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて履行したことを公共団体との契約実績一覧（別紙様式2）として提出した場合。

※ 契約保証金について（抜粋）

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 令第167条の5及び令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

一部改正〔平成9年規則10号・12年154号・13年37号・16年32号〕

14. 入札・仕様書に関する問い合わせ先

〒900-0006

沖縄県那覇市おもろまち3-1-1

電話番号098-851-5402 FAX 098-941-3730

沖縄県立博物館・美術館

美術館班 担当 豊見山 愛(とみやま・めぐみ)

副担当 玉那覇 英人(たまなは・ひでと)